

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月16日
【会社名】	アステリア株式会社
【英訳名】	ASTERIA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員 社長 平野 洋一郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
【電話番号】	03-5718-1250
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
【電話番号】	03-5718-1650
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 499,928,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	480,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

（注）1. 本有価証券届出書による当社株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、2026年1月16日開催の当社取締役会決議によります。

2. 本第三者割当は、JPYC株式会社（以下「JPYC社」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先として、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

4. 資本業務提携及び第三者割当の概要

当社は、2026年1月16日開催の取締役会において、JPYC社に対して本第三者割当を行うこと、JPYC社からB1種優先株式の発行を受けること、B1種優先株式に係る株式引受契約においてJPYC社との業務提携を合意すること（以下、これらを総称して「本資本業務提携」といいます。）について決議いたしました。

JPYC社のB1種優先株式については、JPYC社が残余財産を分配するときは、A種優先株式を有する株主又はA種優先株式の登録質権者及びB1種優先株式・B2種優先株式・B3種優先株式を有する株主又はB1種優先株式・B2種優先株式・B3種優先株式の登録質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、一定の金銭を支払うこととされています。また、B1種優先株式には、普通株式と引換にするB1種優先株主の取得請求権、一定の事由が生じた場合にJPYC社が普通株式の交付と引換にB1種優先株式の全部を取得する取得条項が付されています。また、B1種優先株主は、株主総会及びB1種優先株主を構成員とする種類株主総会においてB1種優先株式1株につき1個の議決権を有しています。

（1）本資本業務提携の目的及び理由

当社は、ブロックチェーン技術を活用した日本円建てステーブルコイン「JPYC」を発行・運営するJPYC社と、本資本業務提携を行うことといたしました（ ）。

（「ステーブルコイン」…資金決済法で定義される「電子決済手段」をいいます。）

近年、デジタル技術の進展に伴い、企業間取引や決済、データ流通の分野において、ブロックチェーンやデジタル通貨の活用が急速に拡大しています。特に、信頼性の高いデジタル決済手段や、システム間連携を前提としたデータ活用基盤の重要性が一層高まっています。

当社は、データ連携・業務自動化・ノーコード開発等の分野において豊富な実績と技術力を有しております、企業や官庁・自治体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を支援してきました。一方、JPYC社は、日本円建てステーブルコインの発行・運営を通じて、デジタル決済やWeb3領域における新たな経済インフラの構築を推進しています。

本資本業務提携は、両社の強みを相互に活かし、ブロックチェーン技術と業務システムを融合させた新たな価値創出を目的とするものです。本資本業務提携により資本関係を構築することで、両社の連携をより強固なものとし、中長期的な視点での事業成長および新規ビジネス創出を加速させることを狙いとしています。

（2）業務提携の内容

本資本業務提携に基づき、両社は以下の内容に取り組んでまいります。

- (a) JPYC決済・ブロックチェーン活用に関する共同検討
- (b) JPYCに連携する業務システム・データ連携分野での協業
- (c) 当社がJPYCを自己資金として実施するトレジャリービジネス
- (d) ステーブルコイン市場の開拓・情報発信における連携

（3）本第三者割当の目的及び理由

本資本業務提携において、当社及びJPYC社は、それぞれ、相手方に対して株式を発行又は交付し、相手方の株式を相互に保有することといたしました。その方法として、本第三者割当の払込期間に、当社が、JPYC社のB1種優先株式に係る募集事項の決議の成立等を条件として、JPYC社に対して金銭を払込み、JPYC社からB1種優先株式の発行を受け、JPYC社は当社から払込みを受けた金銭を原資として金銭を当社に払込み、当社から本第三者割当により自己株式の交付を受けます。具体的には、当社がJPYC社に対して499,996,310円を払込み、JPYC社から57,937株のB1種優先株式の発行を受け、JPYC社は、当社か

ら払込みを受けた金銭を原資として499,928,000円を当社に払込み、本第三者割当により自己株式の交付を受けます。当社グループは、当子会社であるAsteria Vision Fund Inc.が運営するAsteria Vision Fund I, L.P.が保有するJPYC社の株式50,000株と合わせて、JPYC社の株式107,937株（発行済株式総数の3.71%）を保有することとなる予定です。

以上のとおり、本第三者割当は、本資本業務提携において、当社及びJPYC社が相手方の株式を相互に取得・保有するために行われるものであり、資金調達を目的とするものではありません。前記「(1)本資本業務提携の目的及び理由」に記載のとおり、本資本業務提携は、両社の強みを相互に活かし、ブロックチェーン技術と業務システムを融合させた新たな価値創出を目的とするものであり、本資本業務提携により資本関係を構築することで、両社の連携をより強固なものとし、中長期的な視点での事業成長および新規ビジネス創出を加速させることを狙いとしています。かかる目的のため、当社は本第三者割当を行うことといたしました。

なお、本資本業務提携において当社がJPYC社を割当予定先に選定した理由は、(1)JPYC社が日本円建てステーブルコインの唯一の発行者（本日現在・JPYC社申告ベース）であること、(2)当社グループが既にJPYC社の株主であること、(3)当社は2025年12月18日に報道発表資料により開示したとおり、JPYC関連事業を展開する計画であることからです。また、当社の資本政策の一環として取締役会にて審議の上、相互の資本参加を通じて、単なる業務上の協力関係を超えて、双方向のインセンティブに基づいた持続的なシナジー創出と事業成長を図るため、当社及びJPYC社は、相手方の株式を相互に取得・保有することといたしました。

2 【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	480,700株	499,928,000	
一般募集			
計（総発行株式）	480,700株	499,928,000	

（注）1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本第三者割当に係る会社法上の払込額の総額であります。なお、本第三者割当は、自己株式処分の方法により行われるものであるため、払込金額は、資本組入れされません。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,040		100株	2026年2月2日から2026年2月4日		2026年2月2日から2026年2月4日

（注）1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、自己株式処分に係る会社法上の払込額です。なお、本第三者割当は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。

4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当に係る割当は行われないこととなります。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
アステリア株式会社 コーポレート本部	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友銀行 五反田支店	東京都品川区東五反田一丁目14番10号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
499,928,000	146,300	499,781,700

（注）1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません

2. 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書作成費用、割当予定先に対する反社会的勢力該当の有無の調査に係る費用です。弁護士費用については本日現在未定であるため、発行諸費用の概算額に含めておりません。

（2）【手取金の使途】

前記「1 新規発行株式 （注）4. 資本業務提携及び第三者割当の概要」に記載のとおり、当社及びJPYC社が、それぞれ、相手方に対して株式を発行又は交付し、相手方の株式を相互に取得・保有するために行われるものであり、資金調達は実施されません。したがって、該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

（1）割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	JPYC株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル4階FINOLAB内
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 岡部 典孝
	資本金	1億円
	事業の内容	資金移動業にかかる電子決済手段発行と関連事業
	主たる出資者及びその出資比率	合同会社フィズコード 53.14% Infinity Ventures IV, L.P. 11.24%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社の子会社であるAsteria Vision Fund Inc.が運営するAsteria Vision Fund I, L.P.がJPYC社の株式50,000株を保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

（2）割当予定先の選定理由

前記「第1 募集要項 1 新規発行株式 （注）4. 資本業務提携及び第三者割当の概要」に記載のとおりです。

（3）割り当てようとする株式の数

480,700株

（4）株券等の保有方針

当社は、JPYC社において本第三者割当に係る株式を当面の間に保有する意向である旨を口頭にて確認しております。なお、JPYC社が本第三者割当により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡しようとする場合には、JPYC社及び当社は、当該譲渡の方法及び時期について協議することを合意しています。また、当社は、割当予定先より、払込みから2年以内に本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合は、その内容を直ちに当社に対し書面により報告すること、また当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社がJPYC社に対して金銭を払込み、JPYC社から株式の発行を受け、JPYC社は当社から払込みを受けた金銭を原資として金銭を当社に払い込みます。

(6) 割当予定先の実態

当社は、JPYC社並びにその役員及び主たる出資者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（東京都杉並区上荻1丁目2番1号Daiwa荻窓タワー、代表取締役社長熊谷信孝）に調査を依頼し、その結果、いずれも反社会的勢力とは関係がない旨の報告を受けております。そのため、当社は、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所へ提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本第三者割当における処分価額（払込金額）は、原則として、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年1月15日。以下「基準日」といいます。）までの直前3か月間（2025年10月16日から2026年1月15日まで）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値（小数点以下第一位を四捨五入。以下同じ。）としつつ、当該3ヶ月間の終値の単純平均が基準日の終値に97%を乗じた価額（円未満切捨て）を下回る場合には、当該終値に97%を乗じた価額を本第三者割当における処分価額とすることとし、当該3ヶ月間の終値の単純平均が基準日の終値に103%を乗じた価額（円未満切捨て）を上回る場合には、当該終値に103%を乗じた価額を本第三者割当の処分価額とすることとしておりました。

かかる点を踏まえ、当社は、基準日までの直前3ヶ月間の終値平均が1,156円、基準日の終値に97%を乗じた価額が979円、基準日の終値に103%を乗じた価額が1,040円であったことから、本第三者割当の処分価額を1,040円といたしました。

算定期間を原則として直近3ヶ月間としたのは、直前取引日という特定の一時点を基準にするのではなく、平均株価という一定期間の平準化された値を採用することが、一時的な株価変動等の影響を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であり、また、直前1か月平均では短期的相場変動の影響を強く受ける可能性があり、直前6か月平均では直近のマーケットプライスを適切に反映できない可能性があるため、取締役会決議の直前3ヶ月間の終値の単純平均値を採用することが合理的であると考えたからです。

なお、当該処分価額は、基準日の終値である1,010円に対して2.97%のプレミアム（小数第3位を四捨五入。ディスカウント率又はプレミアム率の計算において以下同じ。）、基準日以前1か月間（2025年12月16日から2026年1月15日まで）の終値の単純平均値である975円に対して6.67%のプレミアム、基準日以前6か月間（2025年7月16日から2026年1月15日まで）の終値の単純平均値である1,195円に対して12.97%のディスカウントとなります。

当社は、処分価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）に準拠していることから、本第三者割当の処分価額の決定方法は合理的であり、本第三者割当の処分価額は割当予定先に特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

また、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、本第三者割当の処分価額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、かつ上述の日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額には該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当に係る株式数は、480,700株（議決権数4,807個）であり、これに2025年11月25日に実行された自己株式の処分により交付された170,500株（議決権数1,705個）を加えた651,200株（議決権数6,512個）は2025年9月末時点の当社の発行済株式総数17,491,265株に対して3.72%（2025年9月末時点の総議決権数163,101個に対して3.99%）の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすことになります。しかしながら、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式（注）4. 資本業務提携及び第三者割当の概要」に記載のとおり、本第三者割当を行うことは、当社グループの中長期的な企業価値向上に寄与するものと考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)
平野洋一郎	東京都品川区	1,860,000	11.29	1,860,000	10.97
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1-8-1	1,383,300	8.39	1,383,300	8.16
北原淑行	東京都大田区	887,577	5.39	887,577	5.23
株式会社ミロク情報サービス	東京都新宿区四谷4-29-1	552,800	3.35	552,800	3.26
パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社	大阪府大阪市北区末広町2-40	550,000	3.34	550,000	3.24
JPYC株式会社	千代田区大手町1丁目6番1号	-	-	480,700	2.83
HSBC OVERSEAS NOMINEE (UK) LIMITED A/C HST5 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	8 CANADA SQUARE, LON DON E14 5HQ	433,803	2.63	433,803	2.56
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	393,000	2.38	393,000	2.32
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	346,000	2.10	346,000	2.04
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAME S UNITED KINGDOM EC4 R 3AB	202,469	1.23	202,469	1.19
計		6,608,949	40.10	7,089,649	41.80

（注）1. 割当前の「所有株式数」は、2025年9月30日現在の株主名簿の株式数を記載しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の総議決権数（163,101個）に、2025年11月25日に実行された自己株式の処分により交付された株式に係る議決権数（1,705個）を加えた数で除して算出しております。「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、かかる議決権数に本第三者割当による交付株式数に係る議決権数を加えた株式数に対する比率を記載しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、いずれも小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
4. 当社は、自己株式1,156,521株（2025年9月30日現在）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、当社は、2025年11月25日付で自己株式170,500株を処分しております。本第三者割当による自己株式の処分の後に当社が保有する自己株式は505,321株となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第27期（自2024年4月1日 至2025年3月31日） 2025年6月20日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第28期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日） 2025年11月7日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年1月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月23日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、個別に又は総称して「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年1月16日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年1月16日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

アステリア株式会社 本店
(東京都渋谷区広尾一丁目1番39号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。